

第3章 防 災 組 織

災害の予防、応急、復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、迅速かつ円滑な災害対策の総合的運用を図るため、本章においては、防災に関する組織体系及びその運営、非常配備体制並びに災害対策本部等の編成及び運営など防災組織に関する総合的事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防 災 会 議

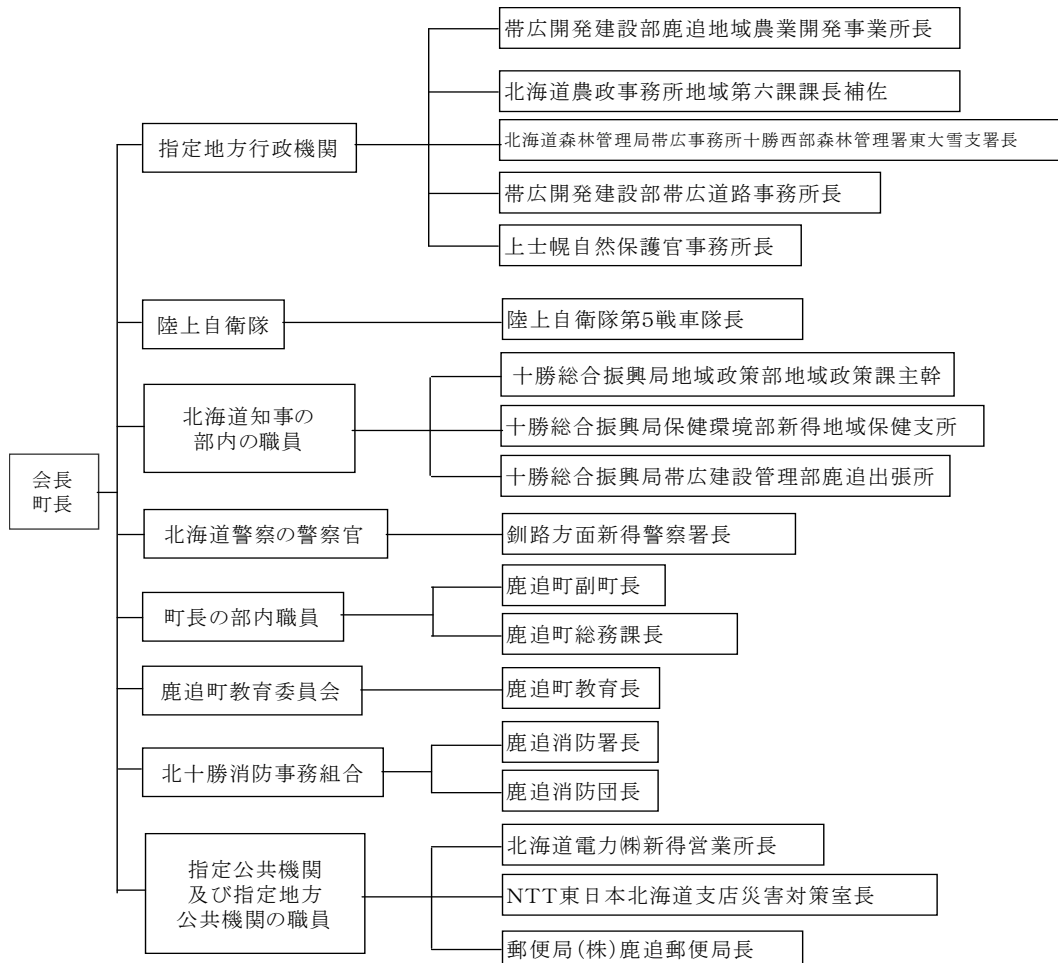
鹿追町における防災行政を総合的に運営するため、基本法第16条の規定に基づき鹿追町防災会議を設置する。

その組織構成は、次のとおりとする。

1 防災会議の組織

鹿追町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく鹿追町防災会議条例(昭和37年12月28日条例第18条)(資料1)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係相互間の連絡調整等を行うことを任務とする。

2 防災会議の組織及び委員



3 防災会議の運営

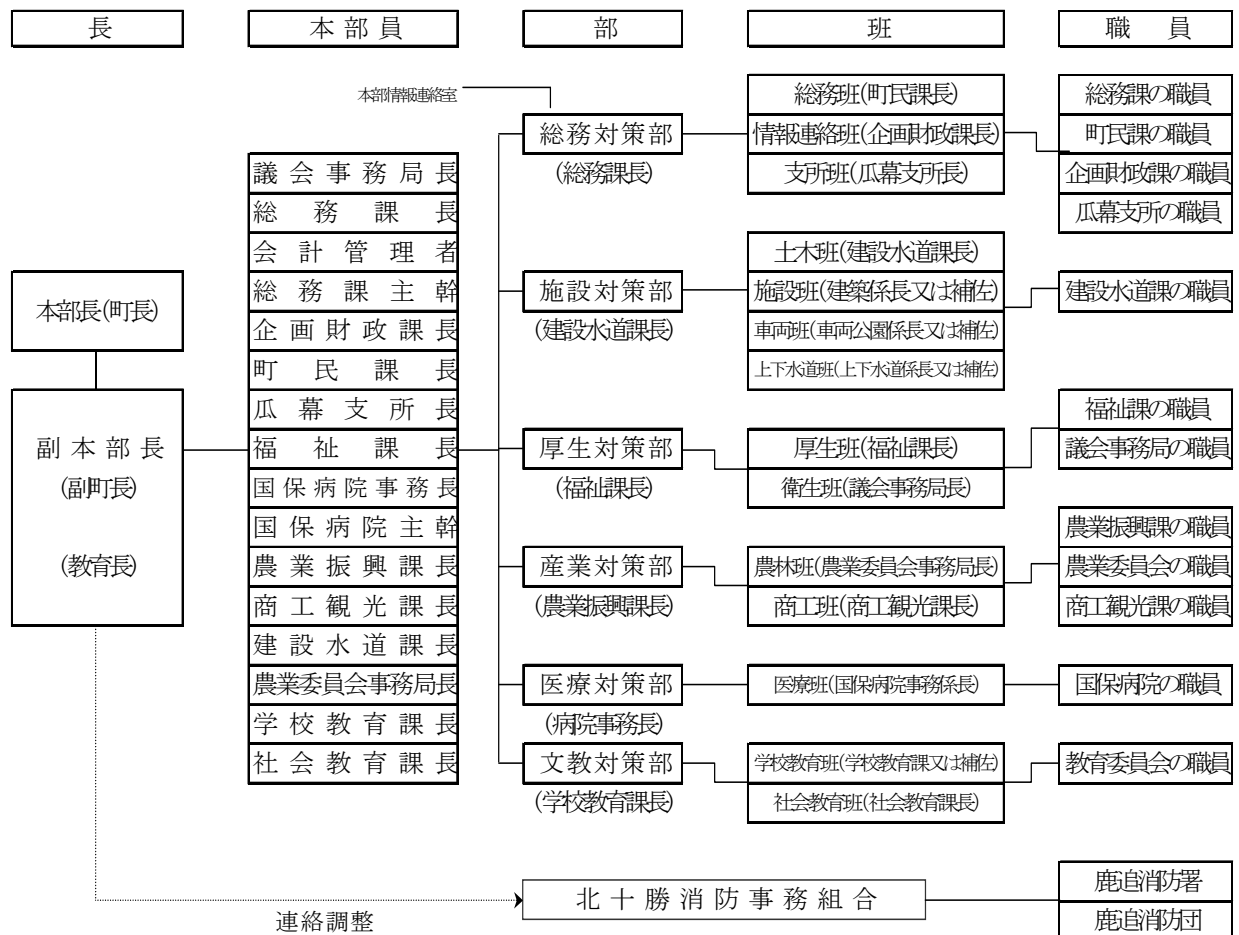
鹿追町防災会議条例及び鹿追町防災会議運営規程(昭和37年12月24日 防災会議議決)(資料2)の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

鹿追町災害対策本部は基本法第23条に基づいて、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の組織



(2) 本部の名称は、「鹿追町〇〇災害対策本部」(〇〇は災害名)とする。

2 災害対策本部の各班事務分掌

総務対策部

班	所 掌 事 務 の 内 容
<p>総務班 (総務課・町民課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部職員の非常招集に関する事 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 本部長、副本部長の秘書に関する事 4. 本部の庶務及び本部員との連絡調整に関する事 5. 自衛隊の派遣要請要求及び連絡調整に関する事 6. 国・道に対する要請及び報告に関する事 7. 避難所、炊き出し所及び救護所の設置・設営に関する事 8. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関する事 9. 災害予報(注意報を含む。)警報、情報等の受領及び伝達に関する事 10. 町有財産の被害調査、応急対策および伝達に関する事 11. 被害状況の取りまとめに関する事 12. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 13. その他、各班に属さない事項 14. その他、特命事項に関する事
<p>情報連絡班 (企画財政課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の予算及び資金に関する事 2. 町内の被害現場の写真撮影に関する事 3. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事 4. 災害日誌、災害記録に関する事 5. 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関する事 6. 各地区との連絡情報に関する事 7. その他、特命事項に関する事
<p>支所班 「瓜幕地区」 (瓜幕支所の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 瓜幕地区災害予報(注意報を含む。)警報、情報等の受領及び伝達に関する事 2. 瓜幕地区災害発生に伴う応急救助の実施に関する事 3. 瓜幕地区災害の現状把握及び報告に関する事 4. 本部各班関連対策業務報告に関する事 5. その他、特命事項に関する事

施設対策部

<p>土木班 (建設水道課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、河川、橋梁等の被害状況に関する事 2. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事 3. 浸水防止対策に関する事 4. 災害復旧工事に関する事 5. 道路等の障害物の除去に関する事 6. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 7. 派遣自衛隊との連絡調整に関する事 8. その他、特命事項に関する事
---------------------------	--

施設対策部

班	所 掌 事 務 の 内 容
施設班 (建設水道課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被災世帯、被災住家の被害調査に関すること 3. 被災住宅の応急措置に関すること 4. 被災者に対する住宅の確保に関すること 5. 応急仮設住宅の建設に関すること 6. その他、特命事項に関すること
車両班 (建設水道課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食糧及び応急資材等の輸送に関すること 2. 災害交通路線調査及びスクールバス等の運行路線の確保に関すること 3. 応急作業用車両等の確保及び応急資材等の調達輸送に関すること 4. 災害時の車両の確保及び配車に関すること 5. その他、特命事項に関すること
上下水道班 (建設水道課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 機動給水に関すること 3. 水源及び配水施設の管理に関すること 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 5. 給水機器の確保及び輸送に関すること 6. 被災上下水道施設の応急措置に関すること 7. 水質の保全に関すること 8. その他、特命事項に関すること

厚生対策部

厚生班 (福祉課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収容避難場所の開設、初期の管理及び実施に関すること 2. 被災地域住民の避難誘導及び応急救護に関すること 3. 被災者の人命救助計画作成及び実施に関すること 4. 被害者の生活保護及び母子世帯の保護に関すること 5. 義援金、救援物資等の受付、保管及び配分に関すること 6. 保育園児・トリムセンター及び社会福祉施設入居者・独居老人・障がい者等の避難誘導及び応急救護に関すること 7. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 8. 独居老人及び障害者の被災調査に関すること 9. 日本赤十字社、防災ボランティア等の救助活動との連絡調整に関すること 10. 被災者に対する応急食糧の供給計画及び炊き出しの実施に関すること 11. 行方不明者の捜索に関すること 12. その他、特命事項に関すること
衛生班 (議会事務局・福祉課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 負傷者の応急処置に関すること 2. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 3. 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること 4. 避難所等の応急医療の支援、保健指導に関すること 5. 応急救護所の開設及び管理に関すること 6. 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 7. 保健所との連絡調整に関すること 8. 公害防止対策及び緊急対策に関すること 9. じん芥収集、廃棄物処理、し尿くみ取り、死亡獣畜処理に関すること 10. その他、特命事項に関すること

産業対策部

<p>農 林 班 (農業振興課・農業委員会の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、山林及び農畜産林業関連施設、農林産物、家畜等の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災地の病害虫の防疫に関する事 3. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関する事 4. 家畜用飼料の確保に関する事 5. 農業関係機関との連絡調整に関する事 6. 林野の火災予防に関する事 7. 農業用施設・土地改良施設等の災害復旧工事に関する事 8. その他、特命事項に関する事
<p>商 工 班 (商工観光課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事 2. 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 入込み客対策に関する事 4. 商工業関係機関との連絡調整に関する事 5. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 6. 消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 7. その他、特命事項に関する事

医療対策部

<p>医 療 班 (国保病院の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入院患者及び通院患者の避難誘導及び応急救護に関する事 2. 負傷者の応急措置及び収容に関する事 3. 死者の収容及び安置に関する事 4. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 5. 医薬品及び衛生資材の確保に関する事 6. その他、特命事項に関する事
----------------------------	--

3 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設 置

文教対策部

<p>学校教育班 (学校教育課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被災調査、応急対策及び応急利用に関する事 2. 園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事 3. 応急教育及び学校給食に関する事 4. 教職員の動員に関する事 5. 被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の調達及び支給に関する事 6. 教育施設の応急利用に関する事 7. その他、特命事項に関する事
<p>社会教育班 (社会教育課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2. 社会教育施設等利用者の避難誘導及び応急救護に関する事 3. 社会教育関係団体の応援及び協力要請に関する事 4. 社会教育施設等の応急利用に関する事 5. その他、特命事項に関する事

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害、事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
地震	・震度5弱又は5強の地震が発生し又は発生するおそれがあるとき。
風水害	・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・被害が大規模で、広域にわたるとき。
大事故等	
道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・火災が近隣の町にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
冷(湿)害	・冷(湿)被害が大規模なとき。

(2) 町長は、災害の発生するおそれが解消したと認められた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了した場合に災害対策本部を廃止する。

廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

(3) 町長は、本部の設置及び廃止をした場合、各防災機関及び住民並びに十勝総合振興局、報道機関に電話、文書、その他の方法で通知、公表するものとし、本部の標識を役場正面玄関に掲示又は撤去する。

4 災害対策本部の配備体制

(1) 本部は、被害を最小限度にするため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されない場合にあっても、災害の規模、特性に応じ、非常配備の体制をとることができる。

(2) 非常配備体制の区分、配備の内容、配備の時期の基準は別表のとおりとする。

別表 非常配備に関する基準

区分	配置基準	配備体制	活動内容
第1次注意体制	気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。	総務課・町民課の職員が情報収集・連絡にあたる。	(1) 町民課長は、気象、地象、水象に関する情報の収集を図り、関係課への状況報告通知を行う。 (2) 第2次注意体制関係課の所属長は自宅待機とし、状況により速やかに参加できる状態とする。
第2次注意体制	(1) 上記、警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後、災害が発生するおそれがあり、警戒、災害対策に備える必要があるとき。	(1) 次の課長を招集し、課長は必要に応じ所属職員を招集し、巡視、情報収集にあたる。 ① 総務課長 ② 町民課長 ③ 農業振興課長 ④ 商工観光課長 ⑤ 建設水道課長 ⑥ 鹿追消防署長 ⑦ その他関係部課 (2) その他の所属長は自宅待機とする。	(1) 町民課長は、気象、地象、水象に関する情報の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 町民課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各課長は、町民課長からの情報に基づき状況に対応する措置を検討するとともに巡回軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。 (4) 配備につく職員は、所属する課において待機する。
第1種非常配備体制	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 被害は軽微と認められるが、公共機関・施設及び町内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。 (3) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (4) その他、特に本部長が必要と認めたとき。	(1) 第2次注意体制に係る所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備体制に移行しうる体制とする。	(1) 関係課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係課長は、次の措置をとり、その状況を町民課長に報告するものとする。 ① 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 ② 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地(被災予想地)へ配置するものとする。 ③ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備体制移行に備え待機するとともに、職員に対し(自宅)待機を指示する。
第2種非常配備体制	(1) 震度5弱又は5強の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 町全域あるいは局地的に大きな災害が発生するおそれがあるとき。 (3) 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	(1) 災害対策本部を設置し、各対策部指定の所掌事務により活動する。 (2) 本部長は、各対策部所属の必要な職員を招集し、直ちに災害対策の実施にあたる。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備体制に移行できる体制とし、その他の職員は(自宅)待機とする。	(1) 各対策部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ① 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに直ちに応急活動を開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 ② 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況については各対策部長に報告するものとする。
第3種非常配備体制	(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (3) 予想されない重大な被害が発生したとき。	(1) 災害対策本部を設置し、各対策部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。	(1) 各対策部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

備考 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

- 1 各対策部、各班長は、前項の基準に基づき配備計画を定め職員に徹底しておくものとする。
- 2 非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各対策部長は直ちに所管に係る配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務対策部長に報告するものとする。

- 5 各対策部における非常配備体制の解除は、本部長が指令するものとする。
- 6 災害対策本部の運営

本部の運営は、鹿追町災害対策本部条例（昭和37年12月28日条例第19号）（資料3）の定めるところによる。

 - (1) 本部が設置された場合、本部に「本部員会議」及び「本部情報連絡室」を置く。
 - ア 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
 - (ア) 本部長 町長
 - (イ) 副本部長 副町長、教育長
 - (ウ) 本部員 各課長職にあるもの
 - イ 本部員会議の協議事項
 - (ア) 本部及び職員の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
 - (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
 - (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施及び総合調整に関すること。
 - (エ) その他災害対策に関する重要な事項。
 - ウ 本部員会議の開催
 - (ア) 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、開催する。
 - (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
 - (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは本部長にその旨を申し出る。
 - (2) 本部情報連絡室
 - ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達の事務にあたる。
 - イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。
 - (ア) 室長 総務課長（総務対策部長）
 - (イ) 副室長 企画財政課長（情報連絡班長）
 - (ウ) 係員 企画財政課の職員（情報連絡班員）
 - (3) 災害情報連絡責任者
 - ア 各課長は、あらかじめ所属職員の中から災害情報連絡責任者を指名し、企画財政課長に報告する。
 - イ 災害情報連絡責任者の業務は次のとおりである。
 - (ア) 所属課内の職員の動員、配備体制の状況把握
 - (イ) 所属部の災害、被災状況の調査収集
 - (ウ) 応急対策の実施、活動状況の把握
 - (エ) 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内の連絡調整
- 7 非常配備指令による動員方法

非常配備指令による災害対策本部の組織体制を確立するための本部職員の動員は、第5章第30節（職員の動員計画）の系統により行う。
- 8 災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

第3節 住民組織の活用

防災計画の効果的な実施の推進を期するため、災害時等の緊急を要するときは住民組織に必要な応じて協力依頼することとし、担当班（厚生班）を通じて下記の団体に対し、各種任務及びその他災害応急対策の補助について協力を求めるものとする。

1 住民組織

名称	連絡責任者	会員数	連絡方法	協力要請事項
消防後援会	消防後援会長	1,947	電話又は口頭	・消防機関出動時における炊き出し等、後方支援に関する事。
女性団体	鹿追町女性団体 連絡協議会長	45		・避難収容所における給食に対する協力。 ・被災者への炊き出しに対する協力。
行政区	各行政区長	別表参照		・地域情報連絡 ・避難誘導 ・災害情報等、区内への周知に対する協力 ・災害現場における応急手当と患者の搬送に関する事 ・避難所に関する活動協力
その他各種組織団体	鹿追町農村青年会長	34		・災害応急対策に対する協力
	青年ボランティア会長	15		
	婦人ボランティア サークルふきのとう	38		
	鹿追高等学校ボラ ンティア同好会長	10		
帯広地方隊友会鹿 追支部	隊友会支部長	88	文書又は電話	・協定書による

別表

行政区名	区数	世帯数	人数
上然別行政区	1	38	125
美蔓行政区	1	32	104
下鹿追行政区	1	37	116
中鹿追行政区	1	39	137
鹿追行政区	1	55	137
笹川行政区	1	125	384
北鹿追行政区	1	58	192
上幌内行政区	1	58	179
幌内行政区	1	35	120
中市街連合行政区	22	653	1,366
新市街連合行政区	22	937	1,989
瓜幕市街行政区	4	131	282
南瓜幕行政区	1	44	135
北瓜幕行政区	1	27	95
東瓜幕行政区	1	52	169
中瓜幕行政区	1	34	96
合計	61	2,355	5,626

※ 然別湖畔、自衛隊管内は含まない。

平成22年4月1日現在

2 住民に対する周知方法

本節第1項の連絡責任者等を通じ行うものとする。